

地方公共団体における 業務継続性確保のための 非常用電源に関する 調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められます。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎で停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するための緊急調査を実施し、平成27年11月に「地方公共団体における災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に関する緊急調査結果」として公表し、平成28年度からは毎年、非常用電源の整備等について調査を行い、地方公共団体に対し周知しています。

この度、令和2年度の状況について調査結果を取りまとめました。

2 調査結果の概要

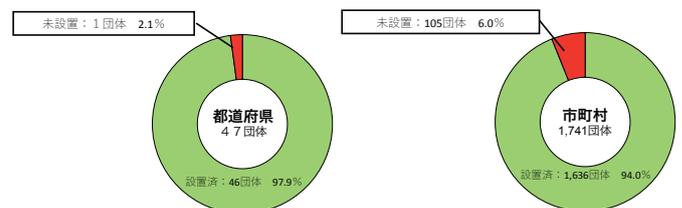
市町村における調査結果の概要

- 設置済団体数は、昨年度から23団体増加し市町村で1,636団体となり、着実に整備が進んだ。
- 浸水対策済団体数が初めて7割を超えるなど、段階的に機能強化の取組みが進んだ。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保など一層の機能強化の取組みが求められる。

3 調査結果

(1) 非常用電源の設置状況

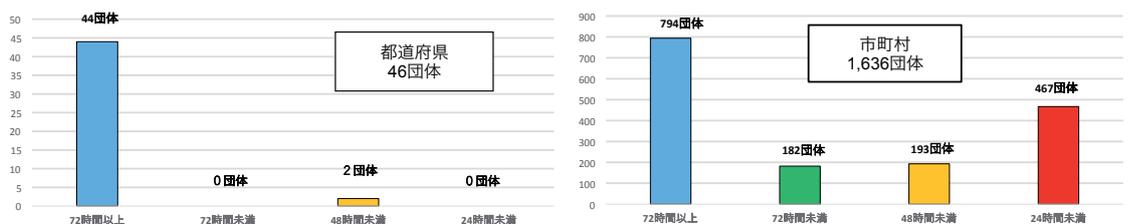
- 都道府県：46団体(97.9%)（前年比－1団体となっているが、調査基準日において更新工事中のため）
- 市町村：1,636団体(94.0%)（前年比+23団体）



(2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源を設置済の団体（都道府県46団体、市町村1,636団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：44団体（93.5%）
- 市町村：794団体（48.5%）

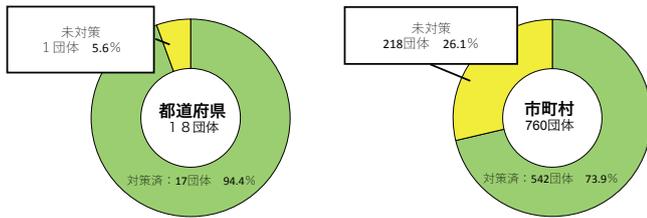


(3) 非常用電源の災害対策状況

ア 浸水に対する対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村のうち、発災の際、浸水の恐れのある都道府県18団体及び市町村760団体における浸水対策の実施状況は以下のとおりとなります。

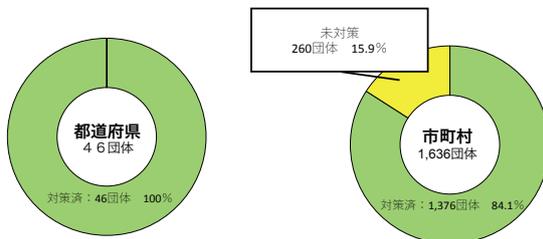
- 都道府県：17団体（94.4%）
- 市町村：542団体（73.9%）



イ 地震に対する対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震に対する対策状況は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体（100%）
- 市町村：1,376団体（84.1%）



<参考>調査の概要

(1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

(2) 調査基準日

令和2年6月1日

(3) 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 燃料供給業者等との燃料供給協定の締結状況

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和3年2月25日付け消防災第15号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

1. 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

2. 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

3. 非常用電源の浸水・地震対策について

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、浸水や揺れに備えた対策を図ること。

4. 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の活用も検討すること。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525